

第82回九都県市首脳会議における首脳提案一覧

	提案名	提案都県市
ア	児童相談所の更なる体制強化について	千葉県
イ	保育人材の確保・定着に向けた支援について	横浜市
ウ	様々な課題を抱える児童・生徒への対応強化について	神奈川県
エ	学校における医療的ケア児支援の充実について	川崎市
オ	マイナンバーカードの普及促進及び活用の推進について	さいたま市
カ	休日の部活動の地域移行に向けた取組への支援について	相模原市
キ	外国人との共生社会の実現に向けた取組について	千葉市
ク	気候変動に対応した豪雨対策について	東京都

児童相談所の更なる体制強化について

全国的に児童相談所の虐待相談対応件数の増加が続き、事案の内容についても複雑・多様化しており、夜間休日の緊急保護や、障害を有する児童へのケアなど、緊急性や専門性が求められ、職員の負担が非常に大きくなっている。

このような中、本年6月に児童福祉法が改正され、一時保護開始時に裁判所による司法審査が原則必要となるほか、各都県市に、児童の意見聴取の仕組みや、一時保護施設の設備・運営基準に係る条例を整備することなどが新たに義務付けられた。

改正事項の多くが令和6年4月に施行されることとなっているが、改正法に沿って的確に対応し、支援を必要とする児童に対し、迅速かつ適切な措置を講じるためには、必要な基準や考え方、支援策が国から早急に示される必要がある。

とりわけ司法審査の導入については、事前又は保護開始から7日以内に一時保護状を請求しなければならないとされたものの、請求時に、虐待のおそれや一時保護の必要性をどのように証明するのかなど、実務的な運用が定められていない。加えて、複雑な案件については、弁護士等に助言を求める必要があり、更なる財政負担が生じることも懸念される。

さらに、児童の意見を聴取する支援員の要件や、内閣府令で定めるとされている一時保護施設の設備・運営基準についても、現段階で詳細が明らかになっていない。

については、今後、限られた時間の中で、国から示される内容に即して、条例の整備や、新たな施設の整備、職員の確保・育成などを速やかに行っていく必要があることから、以下の事項を要望する。

- 1 現場の意見や実情を踏まえ、実務上必要となる基準や考え方を速やかに示すこと。
- 2 一時保護開始時の司法審査の導入にあたっては、現場の実情を十分に考慮するとともに、児童相談所が適切に対応できるよう必要な人員の配置や財政負担について支援すること。
- 3 一時保護施設の職員育成のため、より専門性の高い研修カリキュラム等を国において提示するとともに、職員の育成・確保、施設の改修などの体制整備に係る費用について、財政支援をすること。

令和4年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

九都県市首脳会議

座長 埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	山中竹春
川崎市長	福田紀彦
千葉市長	神谷俊一
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

令和4年10月31日
九都県市首脳会議

児童相談所の更なる体制強化

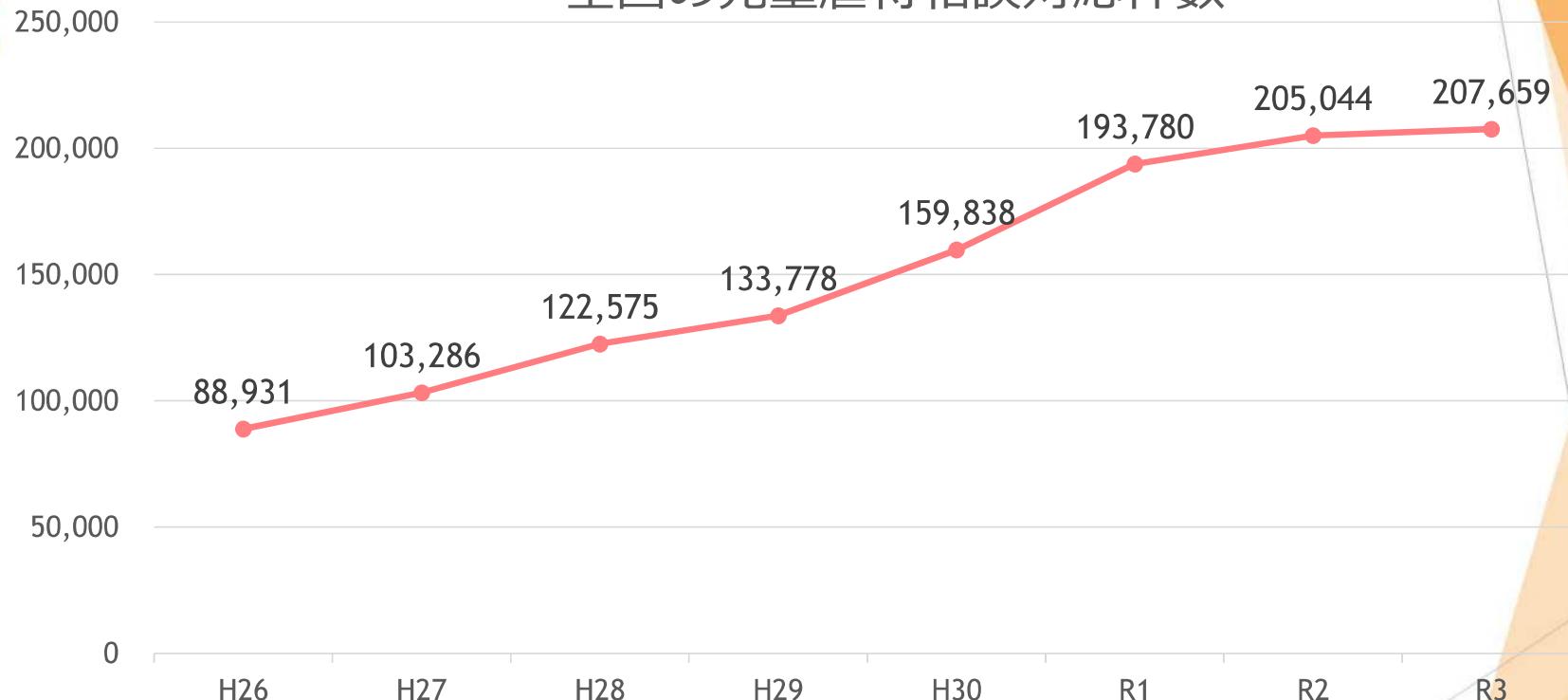


千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

千葉県

児童虐待の状況

全国の児童虐待相談対応件数



全国的に児童相談所の虐待相談対応件数の増加が続き、その内容についても複雑・多様化しており、緊急性や専門性が求められ、職員の負担が非常に大きくなっている。

児童福祉法等の一部を改正する法律

- ・**一時保護開始時の裁判所による司法審査の導入**
一時保護を開始する際、裁判所に事前又は保護開始から7日以内に一時保護状を請求する必要がある。
- ・**児童の意見聴取の仕組みの導入**
入所措置や一時保護の際、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取の仕組みを整備する。
- ・**一時保護施設の設備・運営基準に係る条例の整備**
一時保護施設の設備・運営基準を策定して、一時保護所の環境改善を図る。

一時保護開始時の 裁判所による司法審査の導入

- ・一時保護時に、虐待のおそれや保護の必要性をどのように証明するのか等、実務的な運用が定められていない
- ・複雑な案件については、弁護士等に助言を求める必要があり、更なる財政負担が生じることが懸念



- ・現場の実情を十分に考慮し、定めることが必要
- ・必要な人員の配置や財政負担についての支援が必要

児童の意見聴取の仕組みの整備 一時保護施設の設備・運営基準

- ・意見聴取支援員の要件や、一時保護施設の設備運営基準の詳細等が現時点で明らかではない
- ・限られた時間の中で、条例の整備や、新たな施設の整備、職員の確保・育成等を行わなければならない



- ・現場の意見や実情を踏まえ、実務上必要となる基準や考え方が速やかに示されることが必要
- ・一時保護施設の職員の育成・確保、体制整備に係る費用の財政支援が必要



要望事項

- 1 児童福祉法改正への対応にあたっては、現場の意見や実情を踏まえ、実務上必要となる基準や考え方を速やかに示すこと。
- 2 一時保護開始時の司法審査の導入にあたっては、現場の実情を十分に考慮すること。また、児童相談所が適切に対応できるよう必要な人員の配置や財政負担について支援すること。
- 3 一時保護施設の職員育成のため、より専門性の高い研修カリキュラム等を国において提示するとともに、職員の育成・確保、施設の改修などの体制整備に係る費用について、財政支援をすること。



保育人材の確保・定着に向けた支援について（案）

わが国の少子化は、令和4年上半期の出生数が過去最低となるなど、深刻さを増しており、その対策には、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた総合的な取り組みが求められている。国は、こども政策を強力に推進するため、令和5年度に「こども家庭庁」を創設する予定である。

保育施策においても、「質の確保・向上」「場の確保」「人材の確保」に一体的に取り組む必要がある一方で、1都3県における令和4年1月の保育士の有効求人倍率は2.97倍と、全職種平均の1.12倍に比してきわめて高く、首都圏における保育人材不足は深刻である。子育て世代を支援するためには、保育人材の確保・定着を一層図っていくことが、喫緊の課題である。

これまで国は、保育人材確保のため、保育士等の処遇改善に取り組み、令和4年からは、保育士等の収入を3パーセント程度引き上げるための措置を実施しているが、依然として、保育士の年収は全産業平均に比べ低く、より一層の処遇改善が必要である。また、国が定める公定価格の地域区分についても保育士の処遇に影響することから、九都県市の実情に合わせて引き上げることも重要である。あわせて、本来は保育士の給与に充当されるべき給付費が、保育人材不足を背景に高騰している人材紹介会社による紹介料に費やされていることへの対応も求められている。

また、住居費が全国平均に比べて高額な首都圏では、安定的な制度による、長期間かつ適切な金額での宿舎借り上げ支援等が、保育人材の確保・定着のために必要であるにもかかわらず、令和2年度以降、多くの地域で国の補助基準額が引き下げられ、補助期間については令和3年度から全国一律で短縮が行われている。さらに、保育施策に寄与している幼稚園預かり実施園等についても、保育士と同様に人材確保が困難になっている幼稚園教諭への住居費の支援が望まれる。

そこで、子育て支援の一層の充実にむけて保育人材の確保・定着を図るために、次の3点を要望する。

- 1 保育士の年収が全産業平均により近づくよう、保育人材の更なる処遇改善を行うこと。また、国が定める公定価格の地域区分についても九都県市の実情に合わせて引き上げること。
- 2 個々の保育事業者が、給付費の範囲内において確実に保育人材を確保できるよう具体的な対策を講じること。例えば、人材紹介会社の紹介料の上限設定や、人材確保にかかる現実的な諸費用を考慮した給付費の増などを検討すること。
- 3 宿舎借り上げ支援の九都県市における国庫補助基準額の令和元年度水準額への復元、補助期間の拡充、幼稚園教諭に対する宿舎借り上げ支援事業を創設すること。

令和4年 月 日

厚生労働大臣 加藤勝信様
文部科学大臣 永岡桂子様
内閣府特命担当大臣 小倉将信様

九都県市首脳会議

座長 埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	山中竹春
川崎市長	福田紀彦
千葉市長	神谷俊一
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

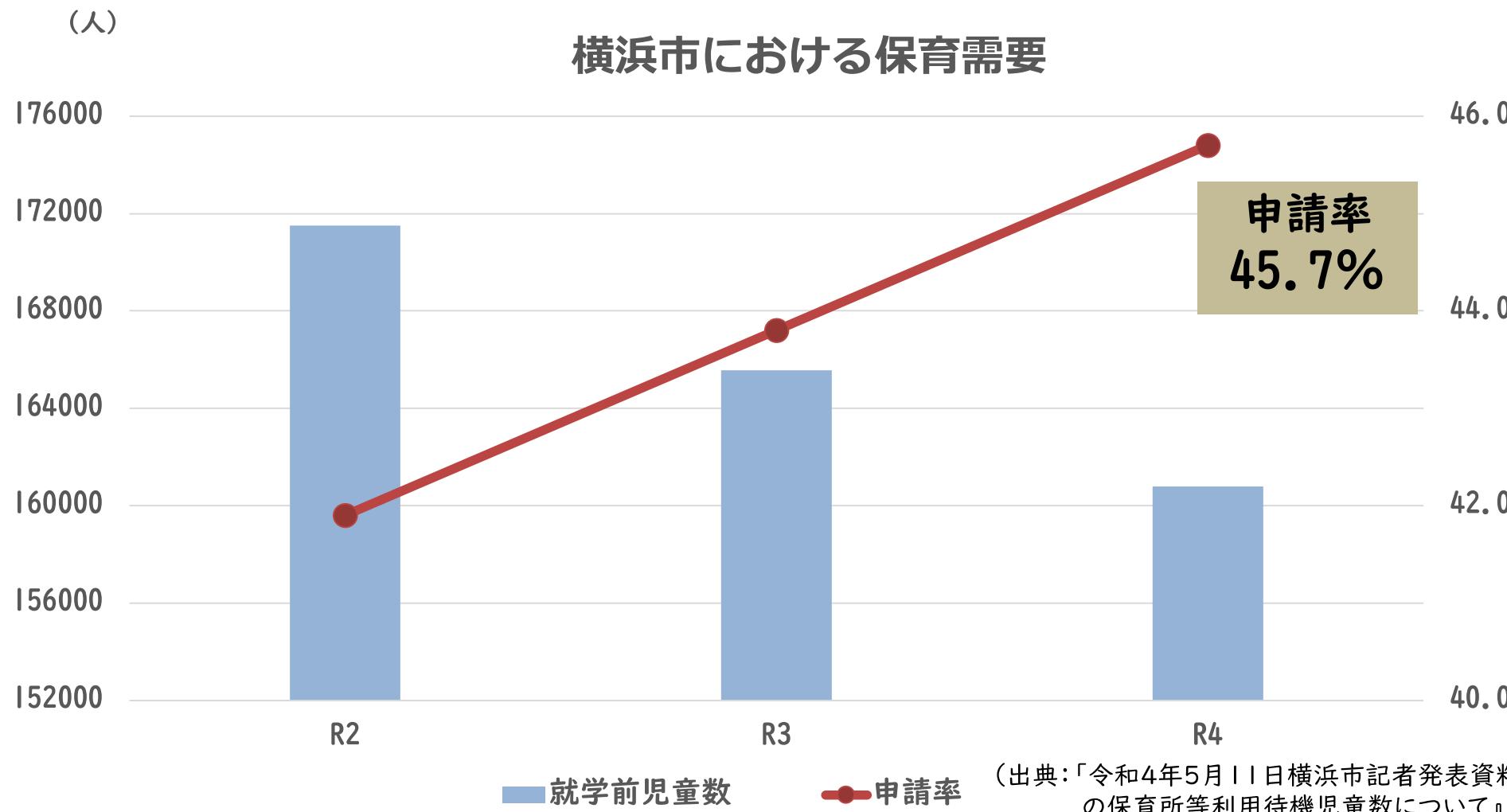
令和4年10月31日(月)
第82回九都県市首脳会議

保育人材の確保・定着に向けた支援について

横浜市提案

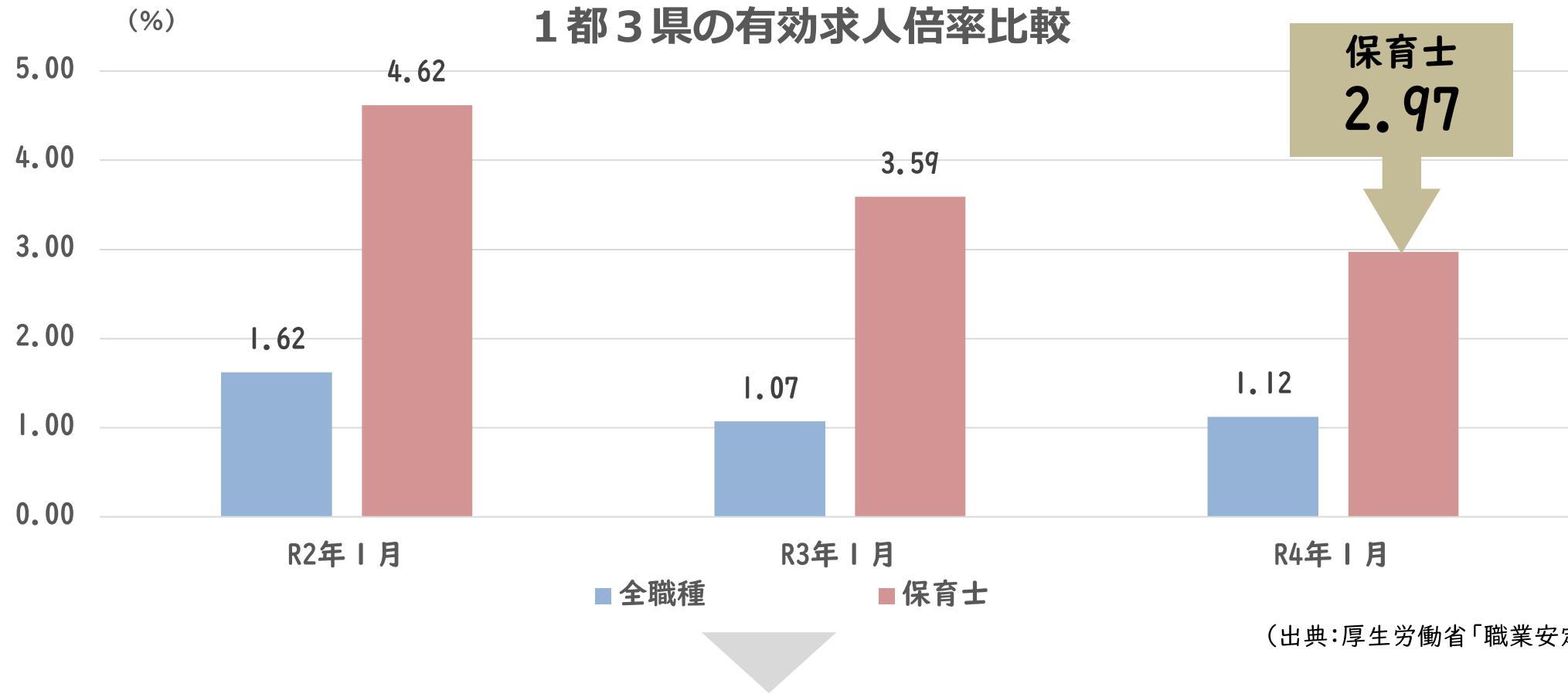
I 少子化の進行

- 横浜市においても、児童数は減少しているが、
保育需要は増大しており、保育人材の確保・定着が必要



2 保育人材不足の状況

- 1都3県の保育士の有効求人倍率は、全職種と比べて高く、保育人材の不足は依然として深刻

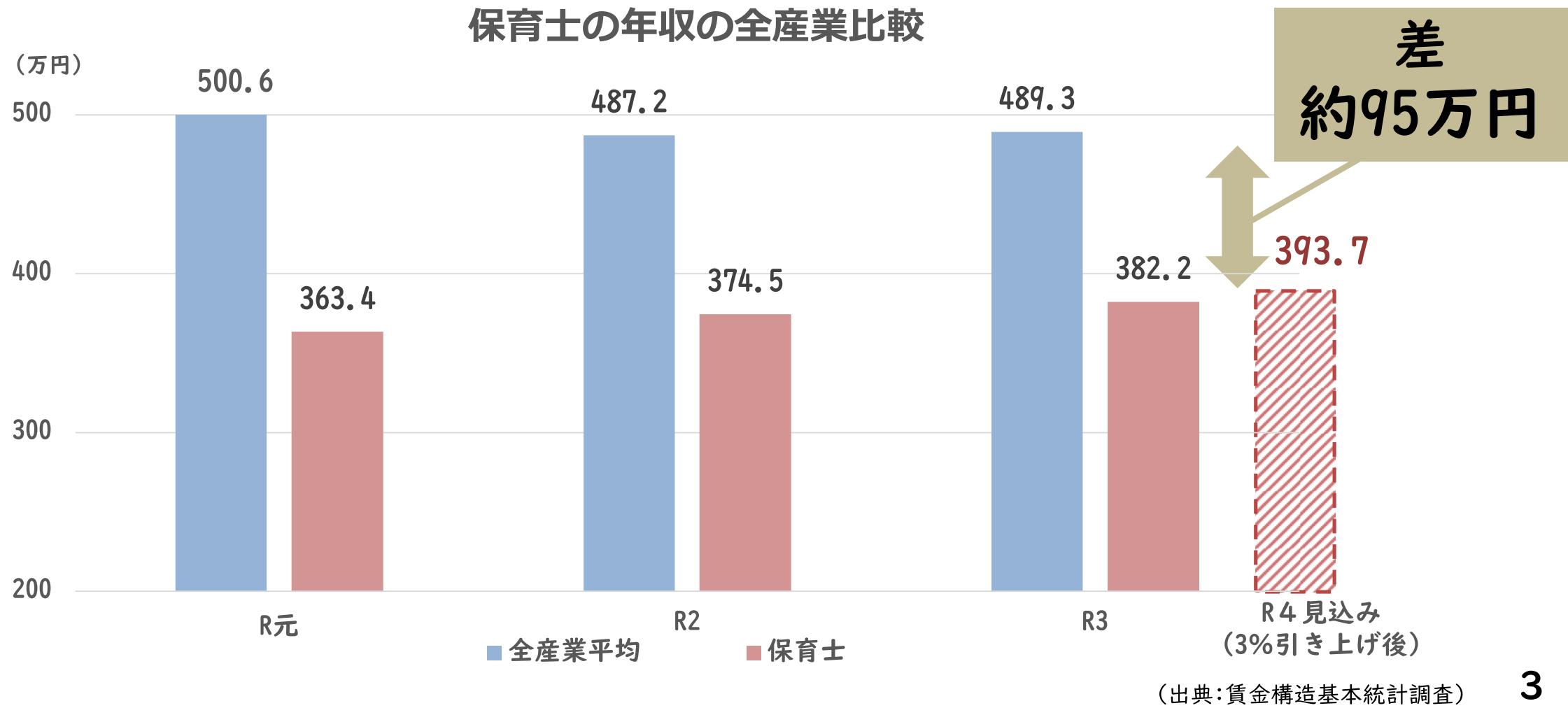


保育人材の確保・定着を一層図ることが、喫緊の課題

3 課題① 更なる処遇改善の必要性

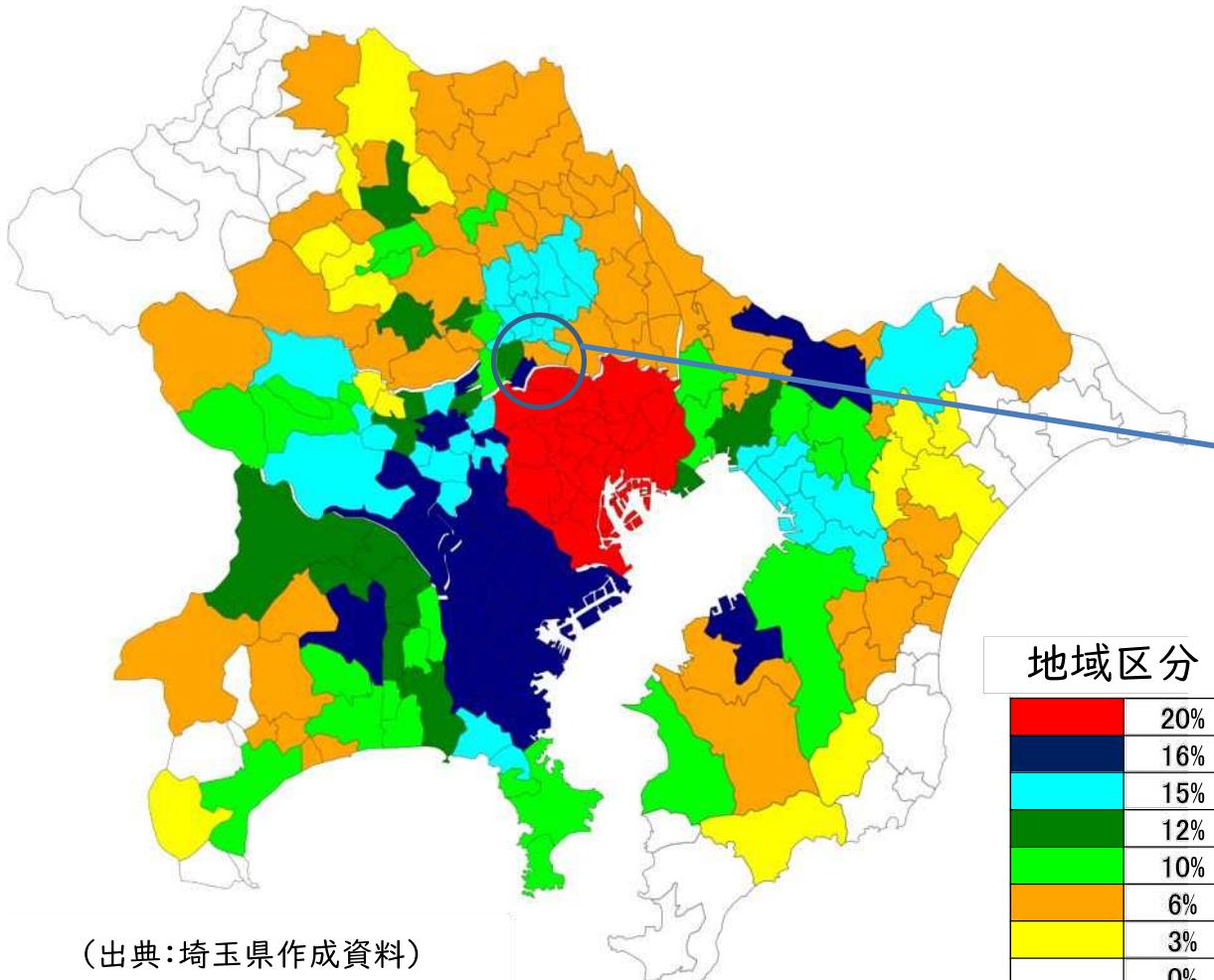
➤ 保育士の年収は全産業平均に比べ低く、より一層の処遇改善が必要

※R4年から国の収入引上措置(3%)を実施しても、全産業平均に比べ保育士の年収は低いと推測される。

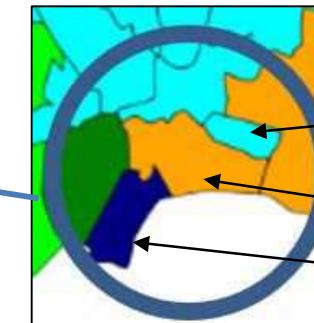


4 課題① 実情に合わない公定価格の地域区分

- ▶ 公定価格は給付額に大きく影響することから九都県市の実情に合わせて引き上げることが重要。



地域区分の引き上げが必要な例

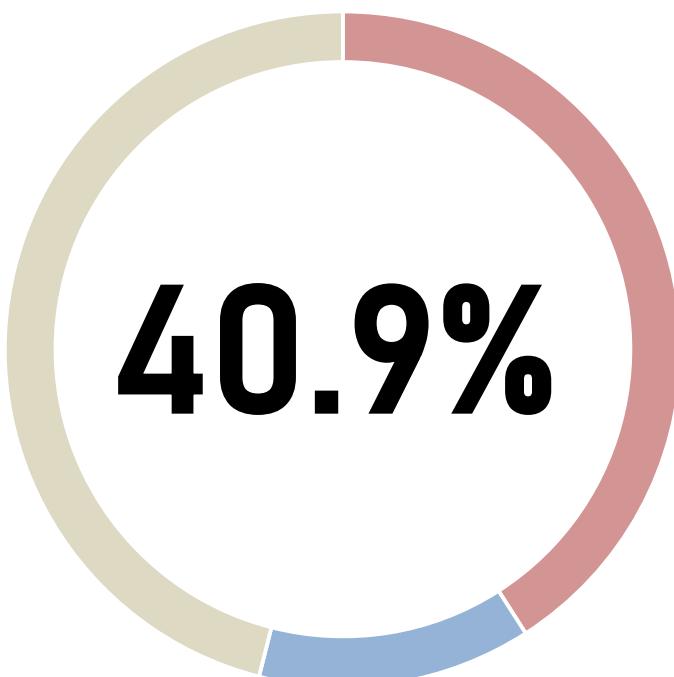


	区分	基準地価
蕨市	15%	259,300円
戸田市	6%	270,600円
和光市	16%	234,400円

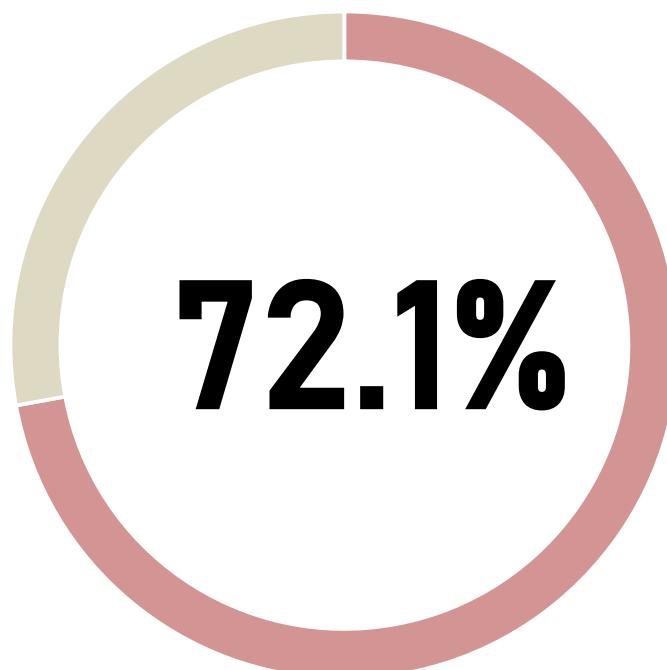
5 課題② 採用に係る経費の増加(人材紹介手数料への対応など)

- 採用を民間職業紹介事業者に頼らざるを得ず、本来は保育士の給与に充当されるべき給付費が人材紹介手数料に費やされている。

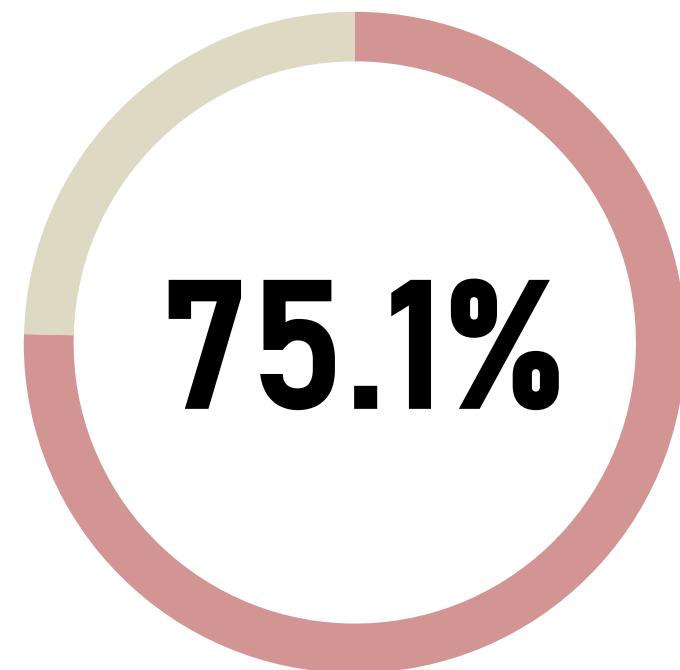
採用経路が
民間職業紹介事業者の割合



「ハローワーク等で確保できなかったため」という回答の割合



手数料が「経営上負担となっており、高いと考える」という回答の割合

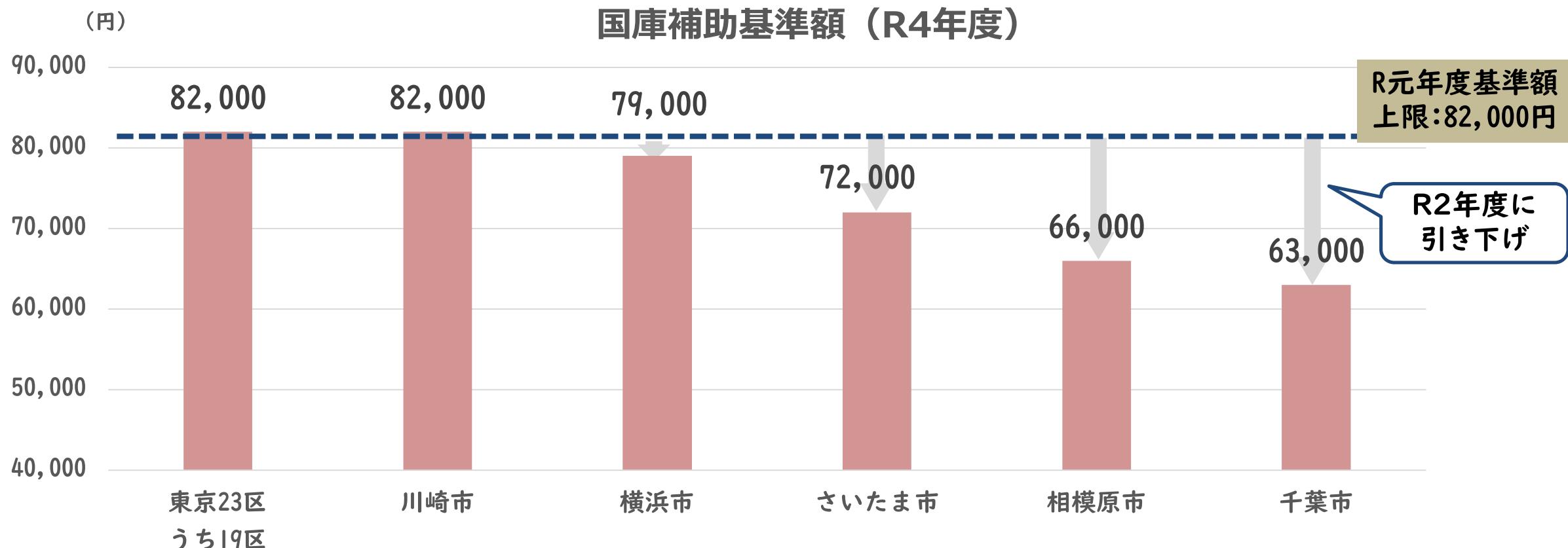


■ 民間職業紹介事業者 ■ ハローワーク ■ その他

(出典:保育分野における職業紹介事業に関するアンケート調査(厚生労働省))

6 課題③ 宿舎借り上げ支援の補助内容の復元・拡充

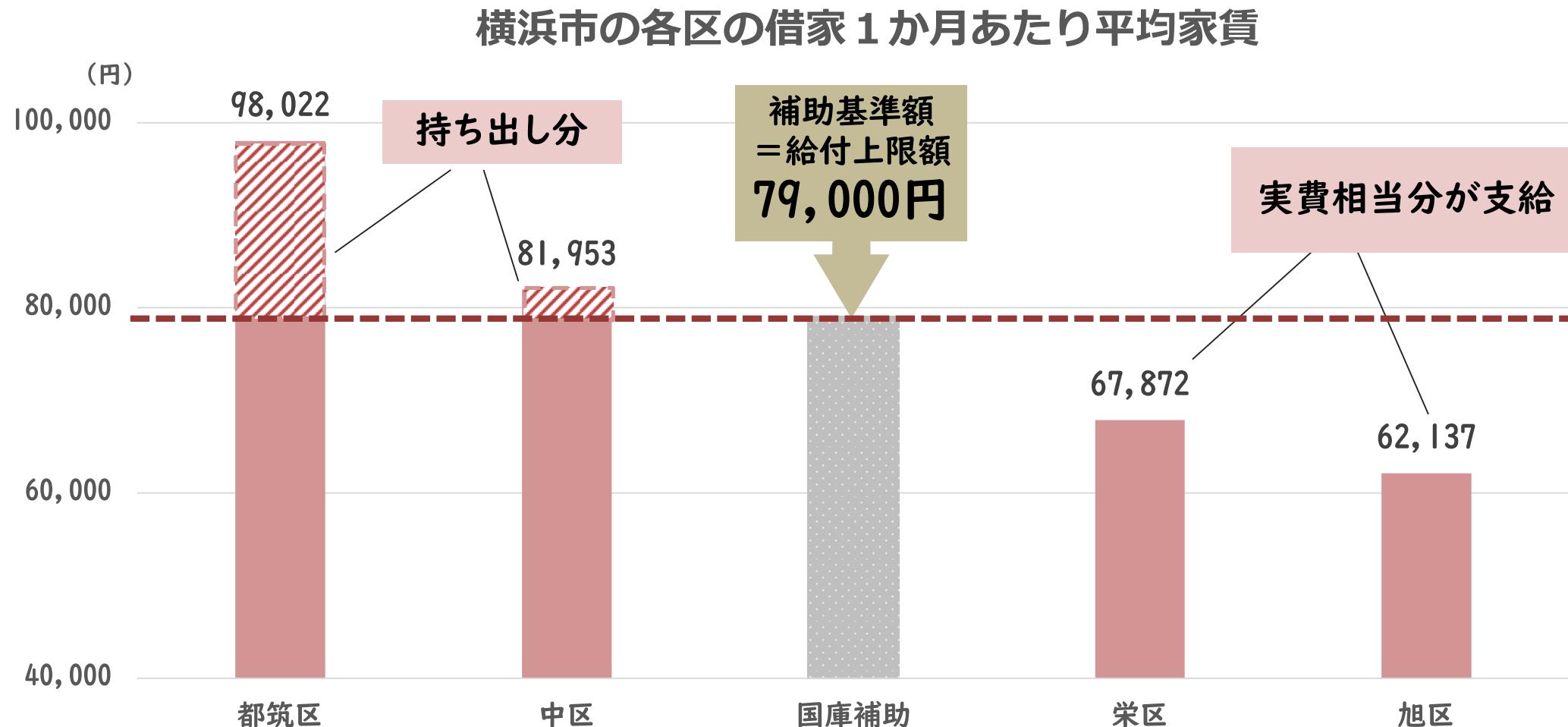
- ▶ 適切な金額での宿舎借り上げ支援が必要だが、国庫補助基準額は令和2年度に多くの自治体で引き下げられ、地域格差も大きい



(出典:「保育人材確保事業の実施について」、
「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」)

7 課題③ 宿舎借り上げ支援の補助内容の復元・拡充

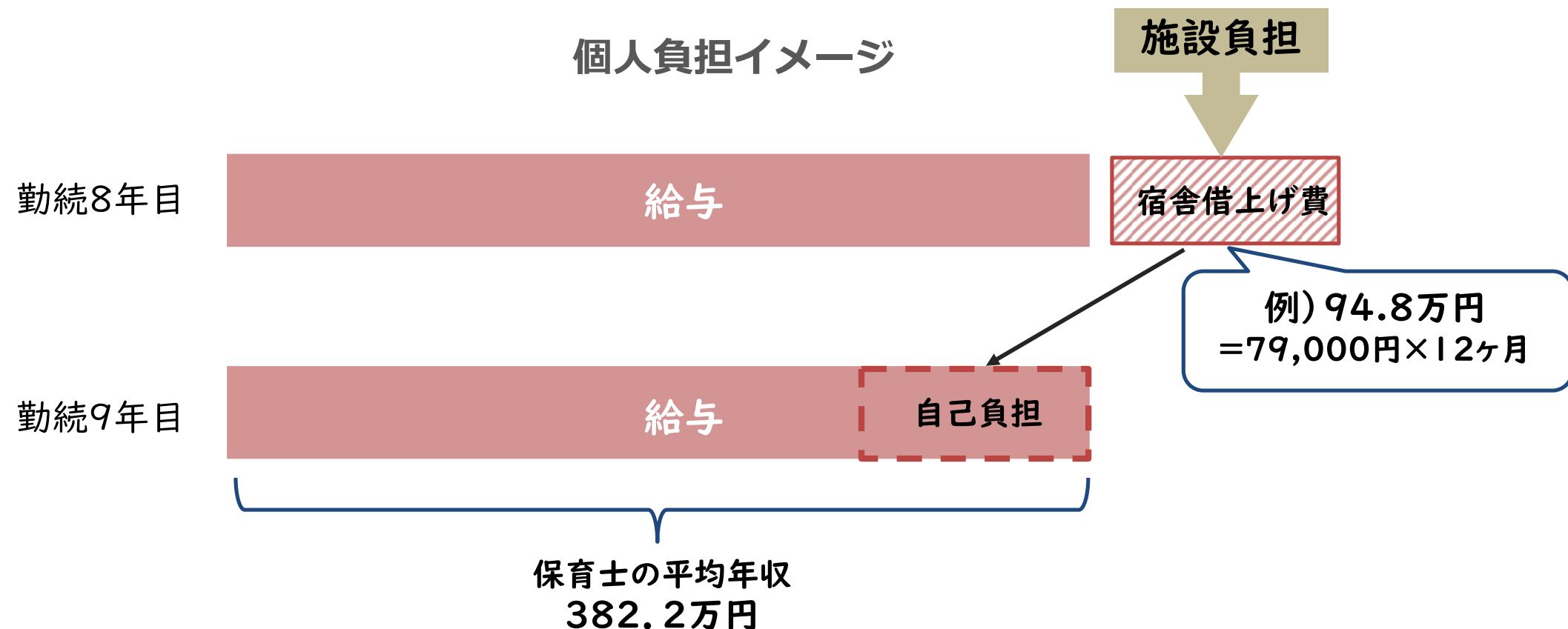
- 同一市町村内においても家賃水準は地域差があり、[上限額の復元](#)が必要



(出典:総務省「2018(平成30)年 住宅・土地統計調査」

8 課題③ 宿舎借り上げ支援の補助内容の復元・拡充

- 宿舎借り上げ支援の補助期間が終了すると、実質的な収入減となり、保育人材の定着に支障がでることから継続的な支援が必要



9 保育人材の確保・定着に向けた国への要望

1

保育士の年収を全産業平均により近づくよう、保育人材の更なる処遇改善を行うこと。また、国が定める公定価格の地域区分についても九都県市の実情に合わせて引き上げること。

2

個々の保育事業者が、給付費の範囲内において保育人材を確保できるよう具体的な対策を講じること。(例えば、紹介料の上限設定や諸費用を考慮した給付費の増など。)

3

宿舎借り上げ支援の九都県市における国庫補助基準額の令和元年度水準額への復元、補助期間の拡充、幼稚園教諭に対する宿舎借り上げ支援事業の創設。

様々な課題を抱える児童・生徒への対応強化について

長期化するコロナ禍において、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、子どもの貧困やヤングケアラーなどの新たな課題が顕在化するとともに、児童・生徒の自殺者の急増など、子どもたちが抱える課題はより一層複雑になり、深刻化している。学校において、こうした課題を抱える児童・生徒を早期に発見し、そのニーズに適切に対応していくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門人材の配置が不可欠である。

しかしながら、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、平成29年度に改正された学校教育法施行規則において学校職員に位置付けられたものの、常勤職員として配置できるよう措置されていないため、児童・生徒が抱える課題への専門人材によるきめ細かな対応が困難となっている。

また、現行の公立高等学校へのスクールカウンセラーの配置については、スクールカウンセラー等活用事業実施要領により、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安に補助するとされている。そのため、学校数の10%を超える公立高等学校への配置を行っている自治体では、国庫補助の対象とならないなど国の支援が十分ではないことから、必要な人員を配置することができているとは言えない。

そこで、様々な課題を抱える児童・生徒に対する取組を、今後より一層充実していくため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置について、以下の2点について提案する。

- 1 学校教育法施行規則で学校職員と位置付けられたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づいて常勤職員として配置できるよう措置すること。
- 2 上記1が実現されるまでの当面の措置として、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に係る現在の国庫補助率を引き上げるとともに、公立高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、補助対象（配置校の総数の10%以内）の拡充を行うこと。

令和4年 月 日

文部科学大臣 永岡 桂子 様

九都県市首脳会議

座長 埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	山中竹春
川崎市長	福田紀彦
千葉市長	神谷俊一
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

様々な課題を抱える児童・生徒への対応強化について

1 提案の背景

長期化するコロナ禍で…

児童・生徒の自殺者数



R3 警察庁・厚生労働省の自殺統計データより



ヤングケアラー

小6	6.5%	15人に1人
中2	5.7%	17人に1人
高2 (全)	4.1%	24人に1人

1学級に
約2人

R4.3公表 厚生労働省調査より

子どもたちが抱える課題

→ 顕在化、より一層複雑化・深刻化

待ったなし！

2 現状

心の内面や家庭環境などの課題は、**表面化しにくい**

SOSを出せる子どもたち



SOSを出せない子どもたち

専門人材
(スクールカウンセラー・
スクールソーシャルワーカー)
による
積極的なアプローチが
不可欠



3 課題

公立学校1校当たり

スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

概ね月1日！

概ね2月に1日！

- ① 面談はSOSを出せる子どもたちの
予約で一杯

児童・生徒や保護者の
すべてのニーズに対応できない

- ② 重篤なケースへの対応に追われる

予防教育やスクリーニング等の
積極的な取組ができない

- ③ 問題の解決には、児童・生徒や保護者
との信頼関係の構築が必要

限られた勤務日数では
信頼関係が構築できない

課題を解決するためには、

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの常勤職員としての配置が必要
常勤配置されるまでの間、非常勤配置に対する国の更なる財政的な支援が不可欠

4 提案内容

- 1 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて、すべての学校に**常勤職員として配置**できるよう措置すること。
- 2 常勤職員としての配置が措置されるまでの間、非常勤職員の配置に対する国の**財政的な支援を拡充**すること。

学校における医療的ケア児支援の充実について（案）

医療技術の進歩に伴って医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化する中で、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「法」という。）が施行された。法においては、国や地方公共団体の責務等が規定されており、各地方自治体における主体的な取組が求められている。

一方で、各地方自治体においては、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒は、特別支援学校のみならず、小・中学校においても増加傾向にあるとともに、人工呼吸器による呼吸管理等の高度な医療的ケアを要する児童生徒も増加しており、一人ひとりの医療的ニーズに合わせた対応が必要となっている。

国においては、学校における医療的ケア看護職員の配置に対する支援や、地域の小・中学校における医療的ケア児の受け入れ体制の在り方に関する調査研究等が実施されているが、法の趣旨に基づき、学校現場において医療的ケア児の増加と実態の多様化に対応していくためには、国の支援が十分とは言い難い状況である。

学校の設置者が、医療的ケアを必要とする児童生徒に対する適切な支援を行い、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えられる体制を構築することは、九都県市共通の課題となっており、国と地方公共団体が連携して取組を推進していく必要がある。

については、次の事項について要望する。

- 1 医療的ケア看護職員等配置に係る財政支援を拡充するとともに、医療的ケア看護職員を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」において教職員定数に位置付けるなど、学校における看護師の安定的な配置に向けた必要な措置を講ずること。

2 医療的ケア児の通学支援に向けて、地域の実情に応じた財政措置を講ずること。

令和4年 月 日

文部科学大臣 永 岡 桂 子 様

九都県市首脳会議

座 長 埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
横 浜 市 長	山 中 竹 春
川 崎 市 長	福 田 紀 彦
千 葉 市 長	神 谷 俊 一
さいたま市長	清 水 勇 人
相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

令和4年10月31日（月）
第82回九都県市首脳会議

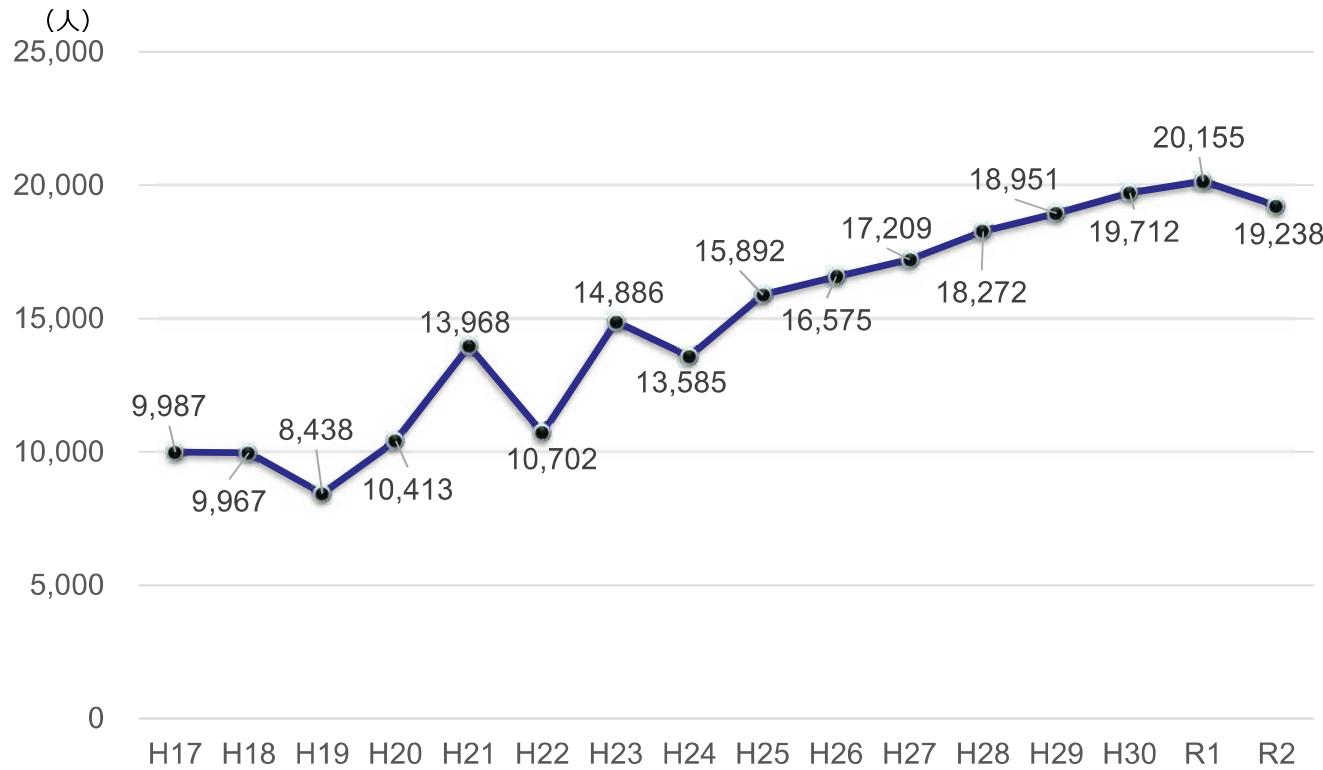
学校における医療的ケア児支援の充実について 川崎市提案

1 医療的ケア児の現状



○全国の医療的ケア児（※）はおよそ2万人と推計され、令和2年までの10年間で、およそ1.4倍となっている。

在宅の医療的ケア児の推計値（0～19歳）



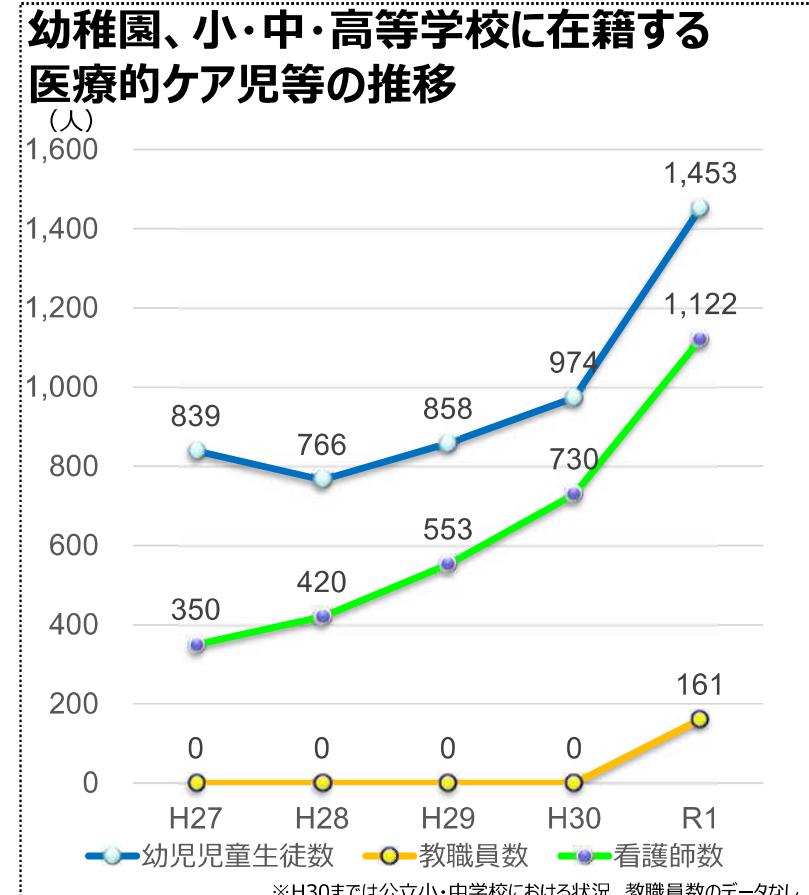
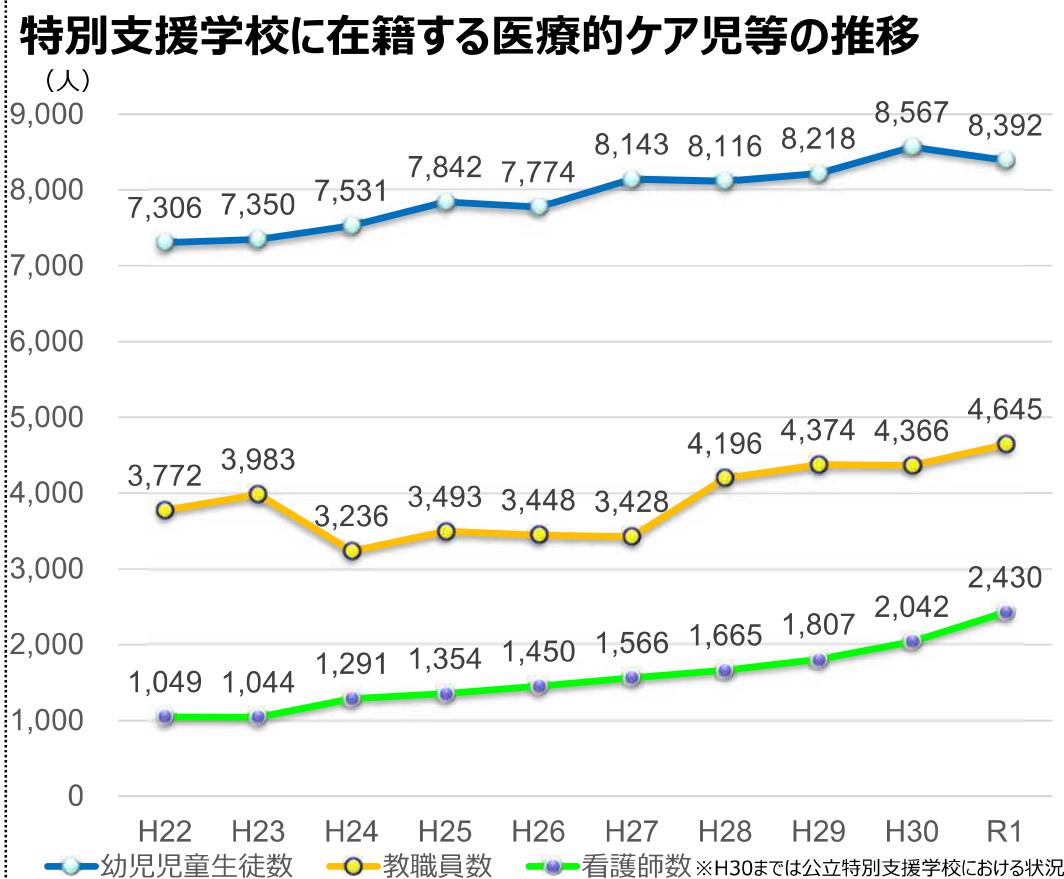
※医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

2 学校における医療的ケア児の現状①



○全国の特別支援学校に在籍する医療的ケア児は増加傾向にあり、同時に幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児も増加傾向にある。



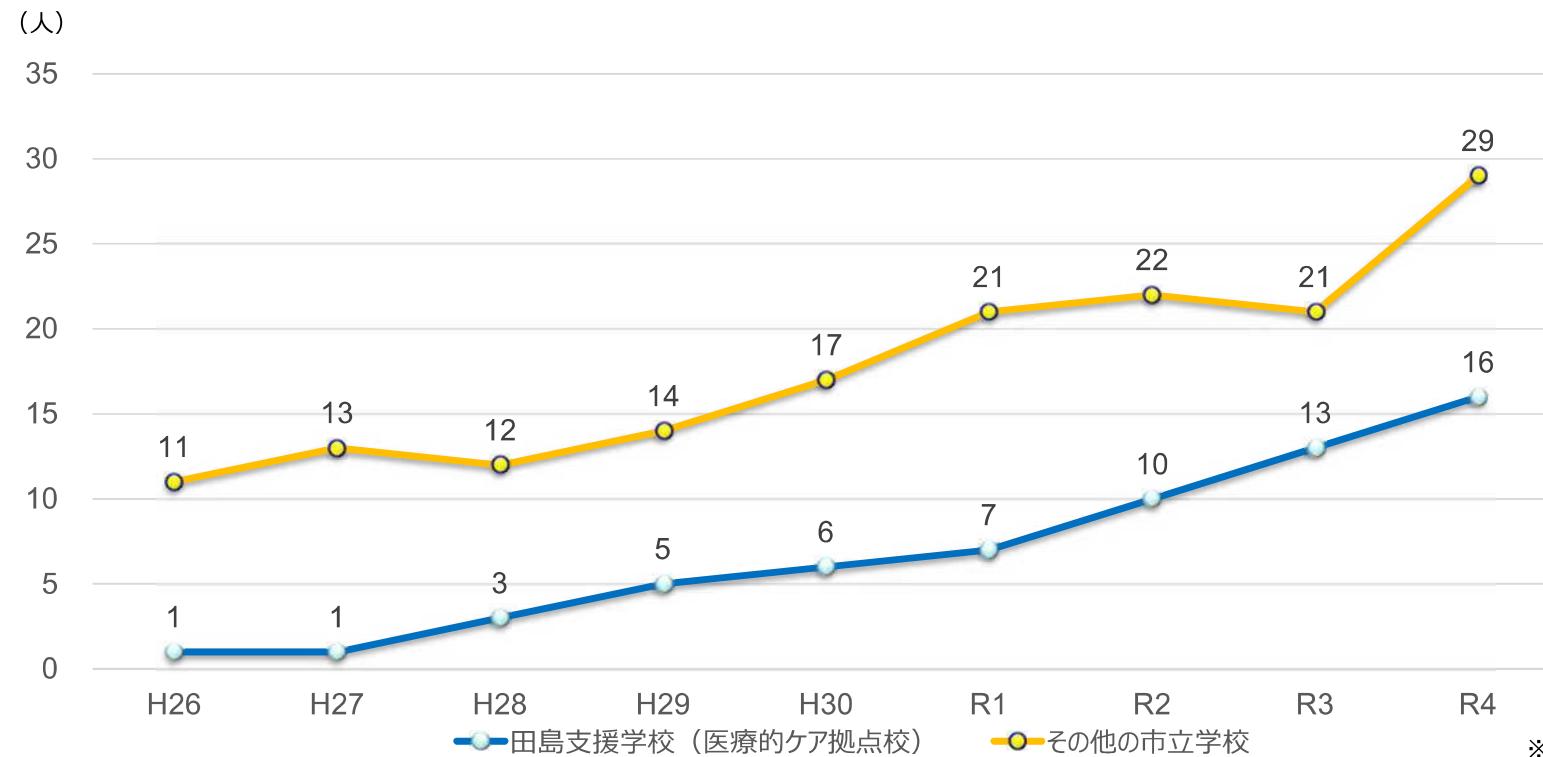
出典：文部科学省資料「学校における医療的ケア児の支援について」

2 学校における医療的ケア児の現状②



- 本市の市立学校に在籍する医療的ケア児も増加傾向にあり、特別支援学校のみならず、その他の市立学校でも増加している。また、人工呼吸器を必要とする児童生徒も在籍している（令和4年度：3名）。
- 首都圏の各都県市においても、医療的ケア児の人数は増加傾向が見られる。

【参考】川崎市立学校に在籍する医療的ケア児の推移



3 法の施行と取組



○令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」
が施行、地方公共団体や学校設置者の責務等が規定されている。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」概要

● 基本理念（第3条第2項）

医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。

● 地方公共団体の責務（第5条）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。

● 学校設置者の責務（第7条）

学校（学校教育法第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

● 教育を行う体制の拡充等（第10条）

第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

学校における医療的ケア児支援の充実に向けた主な取組（国）

（1）通知等

● 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）
法の趣旨を踏まえた取組の推進に向けて、学校に関する留意事項について取りまとめ、公表

（2）主な支援施策

● 医療的ケア看護職員配置事業

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援

● 学校における医療的ケア実施体制充実事業

地域の小・中学校における医療的ケア児の受け入れ体制の在り方に関する調査研究を実施するとともに、学校における医療的ケアの中心となる医療的ケア看護職員の専門性の向上を図るために、教育委員会における研修の在り方について調査研究を実施

4 医療的ケア児支援の充実に向けて①



○各都県市においても、学校における医療的ケア児支援の充実に向けて、
看護師の配置や支援者の養成研修、通学支援など、様々な取組を行って
いるが、課題も多い状況

【参考】川崎市における取組と課題、今後の方向性

(1) 主な取組

- ①看護師の配置（令和4年5月1日現在）
 - 田島支援学校（医療的ケア拠点校）：常勤4名、非常勤2名、訪問看護ステーション2事業者
 - 小・中学校等：非常勤4名、訪問看護ステーション26事業者
- ②医療機関等との連携
 - 田島支援学校（医療的ケア拠点校）：指導医による技術的支援、緊急時や災害時の対応医療機関の指定
 - 小・中学校等：学校医との連携

(2) 課題と今後の方向性

- ①高度な医療的ケア（人工呼吸器等）を必要とする児童生徒の増加
⇒ 学校看護師の安定的な確保など学校における支援体制の強化
- ②保護者の送迎に係る負担軽減
⇒ 医療的ケア児の通学支援に向けた取組

【川崎市における通学支援の取組と方向性】

<取組>

児童生徒一人ひとりのニーズに対応した通学支援の実施

<具体的な方向性>

保護者の負担軽減を図るために、福祉車両等の通学車両を確保するとともに、安心・安全に支援ができるような運行体制を構築する

4 医療的ケア児支援の充実に向けて②



・学校の設置者が、医療的ケアを必要とする児童生徒に対する適切な支援を行い、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えられる体制を構築することは、九都県市共通の課題となっており、国と地方公共団体が連携して取組を推進していく必要がある。

5 国への要望内容



(1) 医療的ケア看護職員等配置に係る財政支援を拡充するとともに、医療的ケア看護職員を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」において教職員定数に位置付けるなど、学校における看護師の安定的な配置に向けた必要な措置を講ずること。

(2) 医療的ケア児の通学支援に向けて、地域の実情に応じた財政措置を講ずること。